

伊那市子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の趣旨
- 3 計画の位置づけ
 - (1) 法的な位置づけ
 - (2) 計画体系における位置づけ
- 4 計画の期間

第2章 子どもと子育てにかかる現状

- 1 子どもをめぐる状況
 - (1) 急速な少子化の進行
- 2 伊那市の子どもと家庭の状況
 - (1) 伊那市の人口・世帯の状況
 - (2) 幼稚園・保育園等の入園状況
 - (3) 働く女性の状況

第3章 計画の基本的方向

- 1 目標
- 2 目標達成に向けた基本方針
- 3 基本方針別の現状と課題
- 4 基本方針別の施策の体系
- 5 基本方針別の施策の展開
- 6 教育・保育提供区域の設定
- 7 「量の見込み」と「確保方策」

第4章 計画の推進

- 1 点検、評価
- 2 推進体制

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

未婚率の上昇や晩婚化の進行などの影響による出生率の低下は、少子高齢化を急速に進行させています。それに伴い地域における連帯感の希薄化や世帯規模の縮小などによる社会環境や大人の生活様式の変化など、子どもや子育て家庭、また地域の子育てをとりまく環境の変化が子どもの心身に及ぼす悪影響も指摘されています。そのため、親が自己肯定感を持って子どもに向き合い、親としての成長を実感でき、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援の環境を整えることが大変重要になってきます。これらに対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子どもや子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちの健全な育ちを平等に保障する社会の実現に取り組む必要があります。

2 計画の趣旨

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に、子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、質の高い幼児期の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本市では、平成17年に「次世代育成支援行動計画 伊那市子どもプラン(前期)」を、平成22年にはその後期プランを策定し、子育て支援施策や保育の充実を図ってきました。平成21年には「第1次伊那市総合計画」を、平成25年にはその後期計画を策定し、「健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、子育て支援の充実や安心して子どもを産み育てる環境の整備に力を注いでいます。

また、乳幼児期は、知情意・体の未分化の時期ですが、それだけに以後の人間形成の基盤となる信頼関係等を育むために、愛情に満ちた子育てに心がけることが肝要です。さらに、幼児期は集団や個人での遊びを中心とした生活や多様な活動を経験することで、豊かな感性とともに好奇心・探究心・思考力やコミュニケーション能力等が培われ、それらがその後の生活や学びの基盤となる大変重要な時期です。家族や近隣の人間関係の中でも日々急速に成長するこの時期は、のちの人間形成に大きく左右する、と言っても過言ではありません。したがって、伊那市では、様々な施策をとおして、就学前の乳幼児保育や幼児教育の充実を図るために、保育・教育内容の質の向上を図り「生きる力のある子ども」の育成を進めています。また、母親の就労率の上昇や就労形態の多様化により未満児保育の希望者の増加が予想されることから、統合・新設される保育園では未満児保育の受け入れ拡大を視野に入れた施設整備を図っています。

この度作成する伊那市の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の取組を一層促進するために策定するものです。この計画では、乳幼児保育・幼児教育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容お

よびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

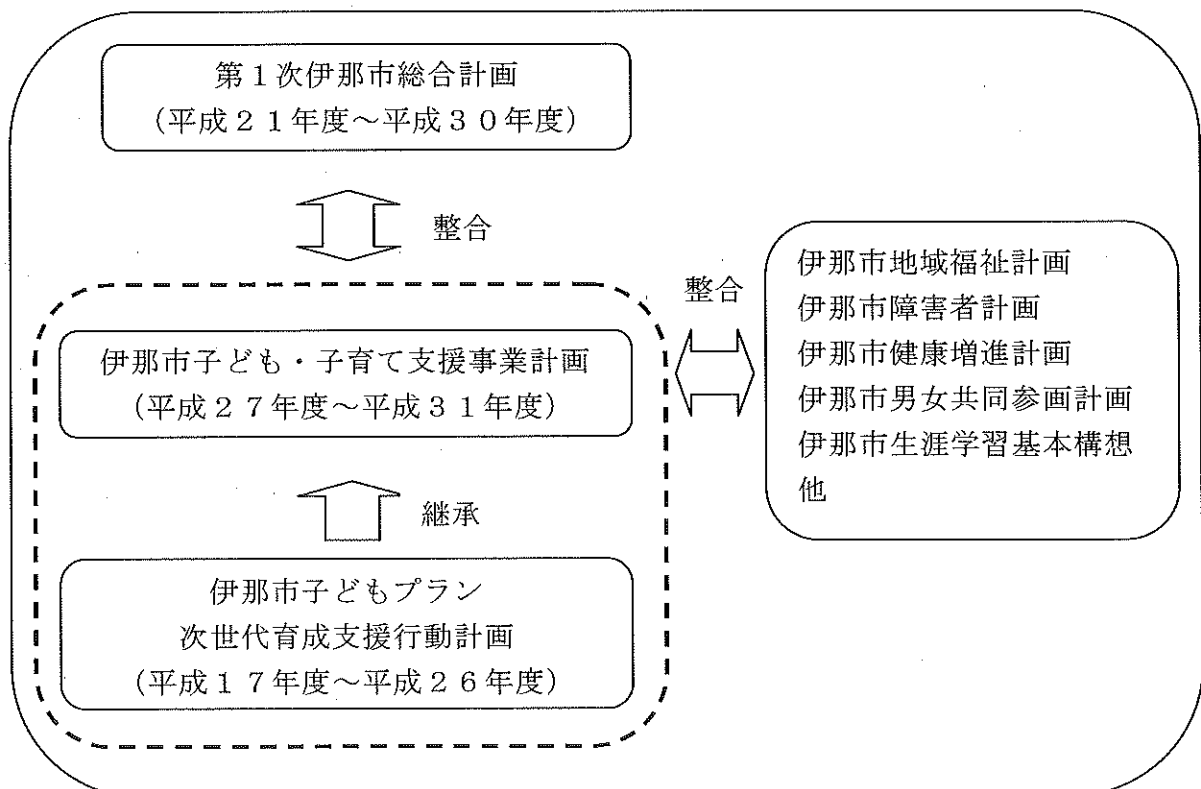
子ども・子育て支援法
(市町村子ども・子育て支援事業計画)
第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(2) 計画体系における位置づけ

- 本計画は、「第1次伊那市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけられる計画であるとともに、次世代育成支援行動計画（伊那市子どもプラン 平成17年度～平成26年度）の基本的な考え方を継承します。

また、「伊那市地域福祉計画」、「伊那市障害者計画」、「伊那市健康増進計画」、「伊那市男女共同参画計画」のほか、「伊那市生涯学習基本構想」等の関連諸計画と調和が保たれたものとします。

【 計画の位置づけ(イメージ) 】



4 計画の期間

- 「子ども・子育て支援法」において、自治体は平成27年度から平成31年度を1期とした計画を定めるものとしています。したがって、この計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとしています。

関連計画	年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
総合計画	基本構想	← 10カ年 (H21~H30) →										
	基本計画	← 5カ年 (H21~H25) →					← 5カ年 (H26~H30) →					
子ども・子育て支援事業計画								← 5カ年 (H27~H31) →				
次世代育成支援行動計画		← 10カ年 (H17~H26) →						継承				

第2章 子どもと子育てにかかる現状

1 子どもをめぐる状況

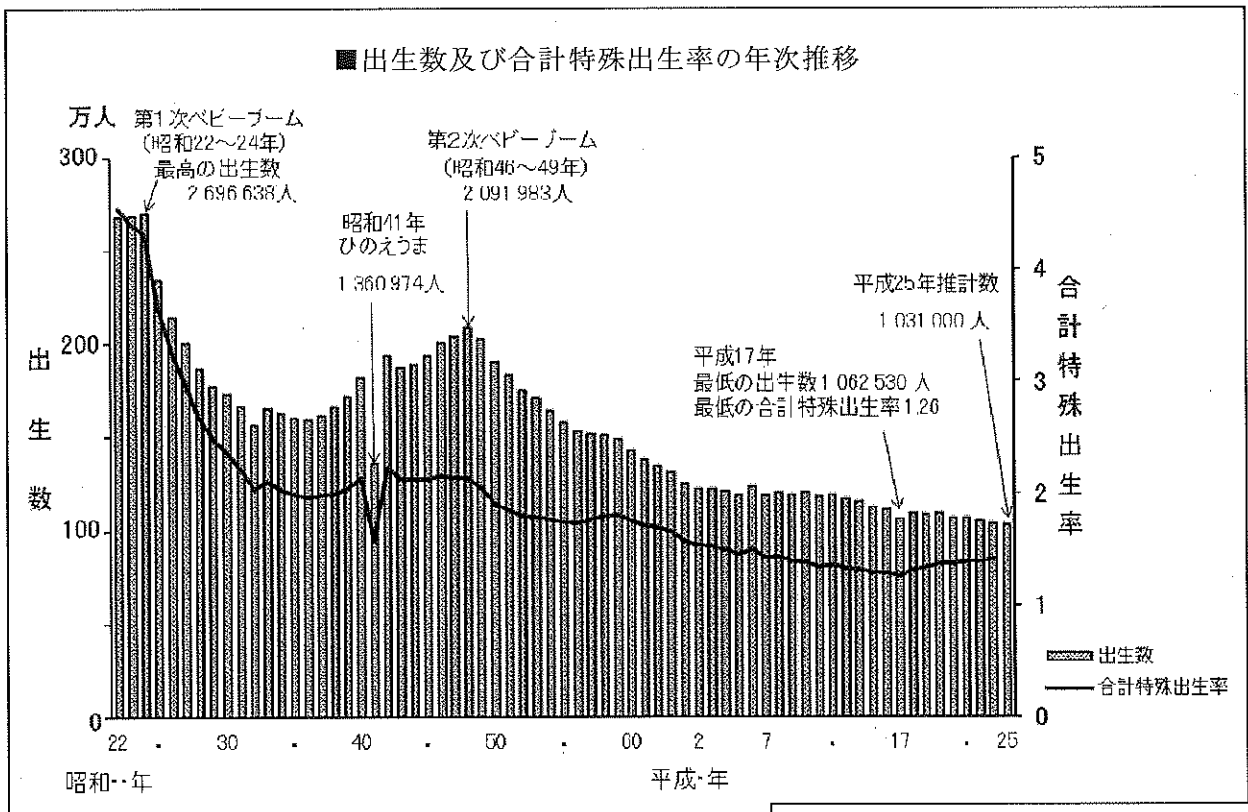
子ども・子育て支援新制度においては、子育てをめぐる状況として、次のような現状と課題があげられています。

(1) 急速な少子化の進行

○ 我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人でしたが、昭和50(1975)年に200万人を割り込み、それ以降毎年減少し続けました。

平成3(1991)年以降は、増減を繰り返しながら、緩やかな減少傾向が続き、平成23(2011)年の出生数は、105万806人と前年から2万498人減少しております。

少子化の進行は、経済面では労働力人口の減少を要因とする経済成長への影響を、社会面では、人口構造の変化をもたらし、医療・介護・年金などの社会保障制度の維持に影響を与えることが懸念されています。

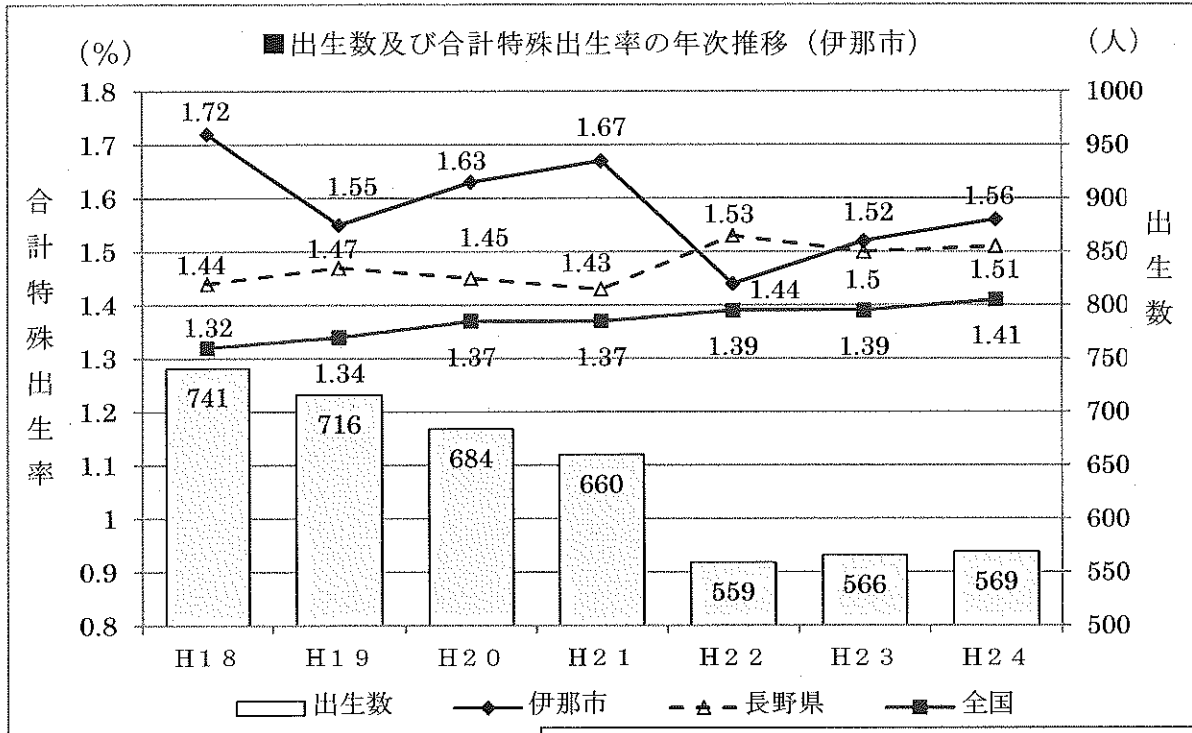


資料：厚生労働省「人口動態統計」

○ 一方、本市の年間の出生数は、減少傾向を示しています。

また、本市の合計特殊出生率は、今後、およそ1.55前後で推移していくことと予想されています。なお、平成24(2012)年には1.56となっており、全国平均と比較して0.15ポイント高くなっています。

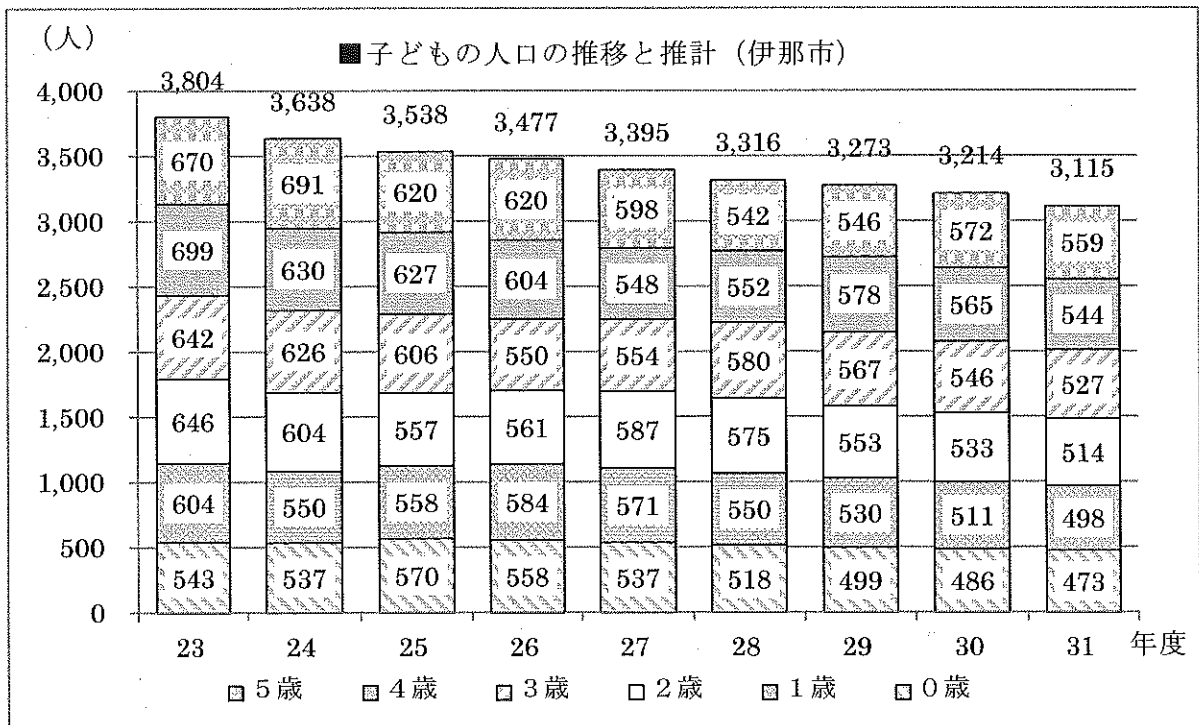
※ 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生に産む子供の平均数であり、日本の人口が均衡を保つための出生率（人口置換水準）は、およそ 2.07 とされています。



資料：厚生労働省 長野県伊那保健福祉事務所 伊那市

○ 伊那市の0歳児～5歳児の人口は減少しており、平成27年度以降も減少が続くと推測されます。

また、年齢別にみると、ほぼ全ての年齢が減少傾向で推移しており、平成27年度以降も減少が続くと推測されます。



2 伊那市の子どもと家庭の状況

(1) 伊那市の人口・世帯の状況

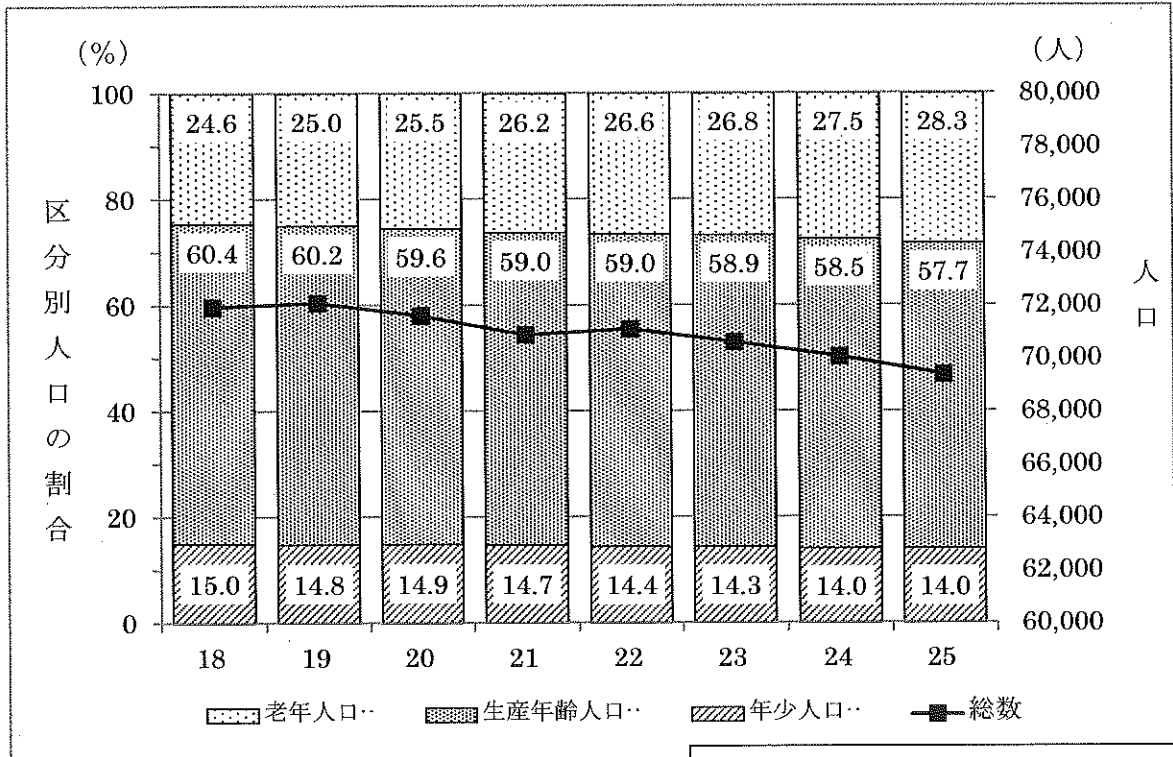
ア 人口

本市の人口は、合併以降減り続けています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は減り続け、65歳以上の老年人口は増え続けています。

年次	年齢3区分別人口（伊那市）						
	総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合
18	71,930	10,785	15.0	43,424	60.4	17,717	24.6
19	72,085	10,678	14.8	43,381	60.2	18,022	25.0
20	71,603	10,663	14.9	42,666	59.6	18,270	25.5
21	70,879	10,425	14.7	41,850	59.0	18,600	26.2
22	71,093	10,235	14.4	41,919	59.0	18,929	26.6
23	70,591	10,117	14.3	41,553	58.9	18,911	26.8
24	70,051	9,815	14.0	40,966	58.5	19,260	27.5
25	69,372	9,696	14.0	40,012	57.7	19,654	28.3

資料：長野県毎月人口異動調査



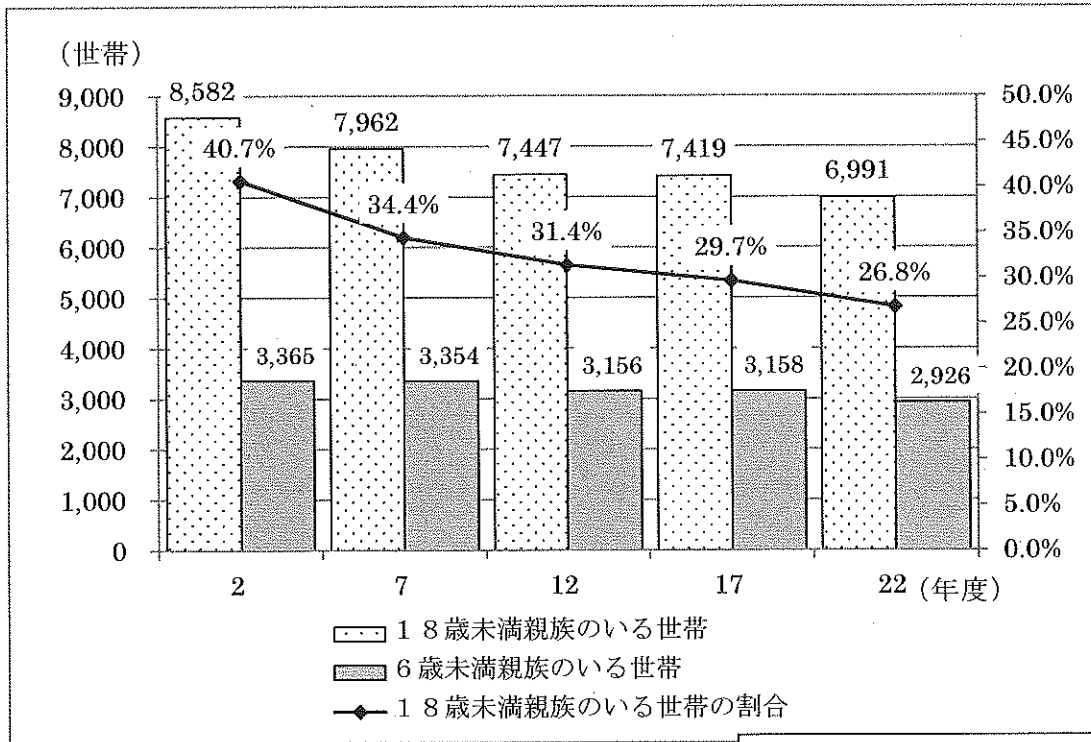
資料：長野県毎月人口異動調査

イ 子どものいる世帯の状況

子どものいる一般世帯数は子どもの人口の減少に伴い減少傾向にあります。

子どものいる一般世帯の割合で見ると、平成 22 (2010) 年には 26.8%と、約 4 世帯に 1 世帯が子どものいる世帯となっています。

■子どものいる世帯数の推移 (伊那市)



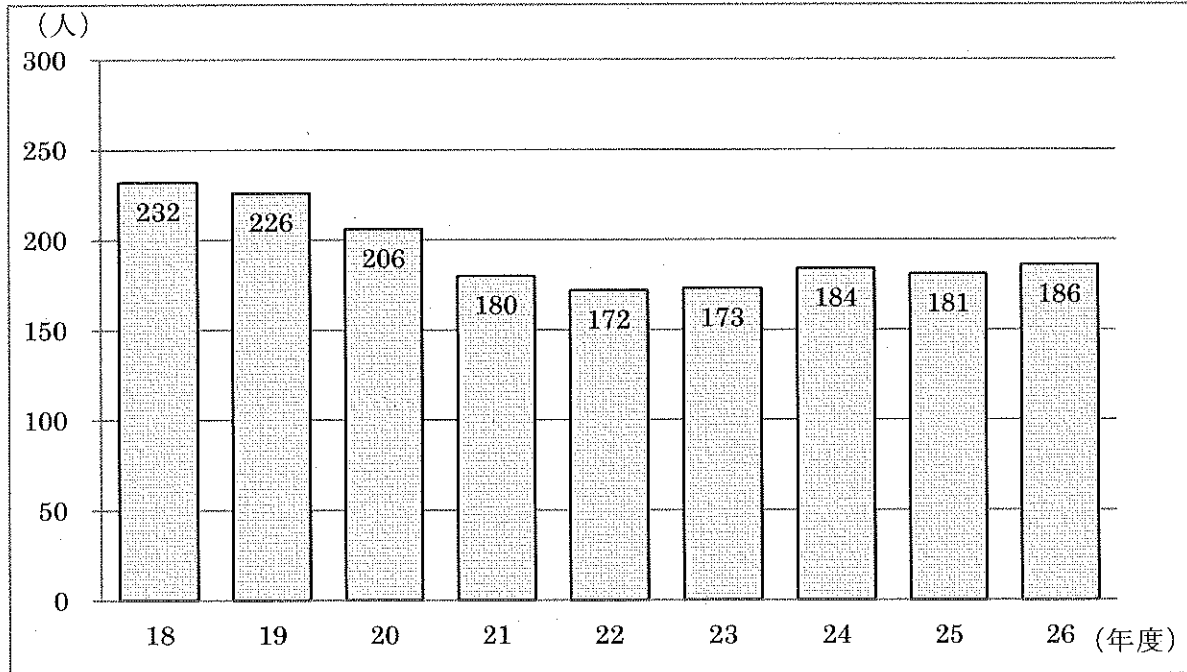
資料：総務省「国勢調査報告」

(2) 幼稚園・保育園等の入園状況

ア 幼稚園入園状況（伊那市内幼稚園）

幼稚園の園児数は減少傾向にありましたが、平成24年度以降はほぼ同人数で推移しています。

園児数は4月1日現在

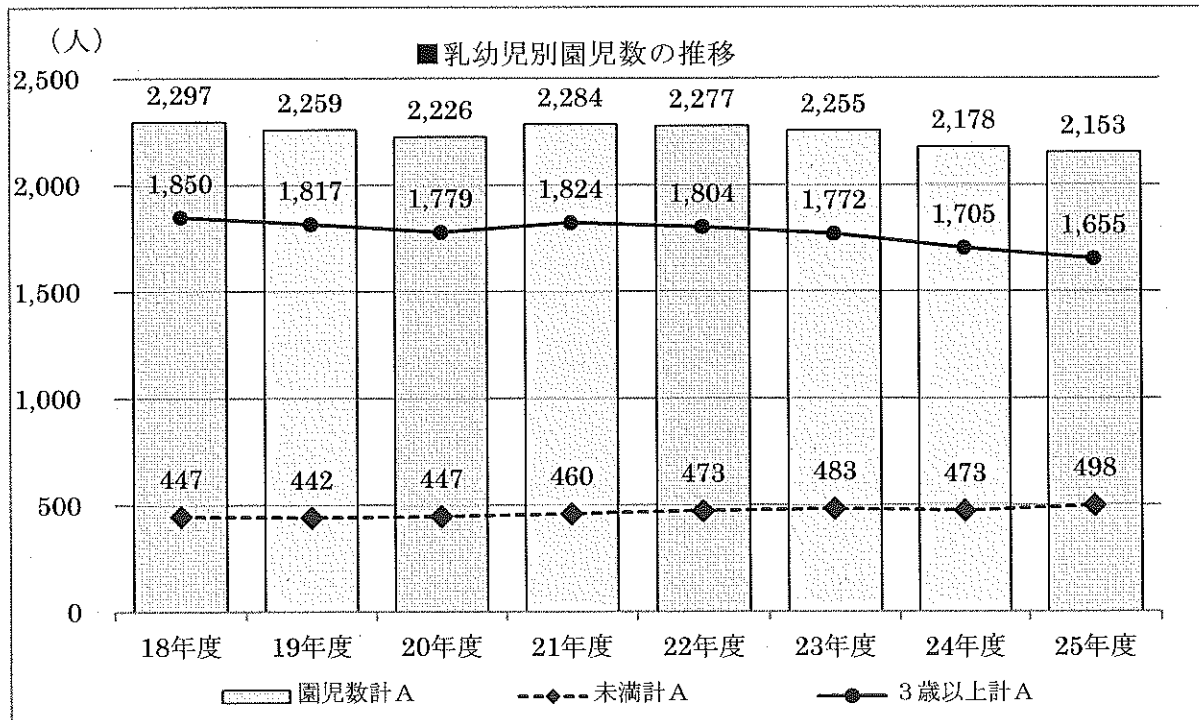


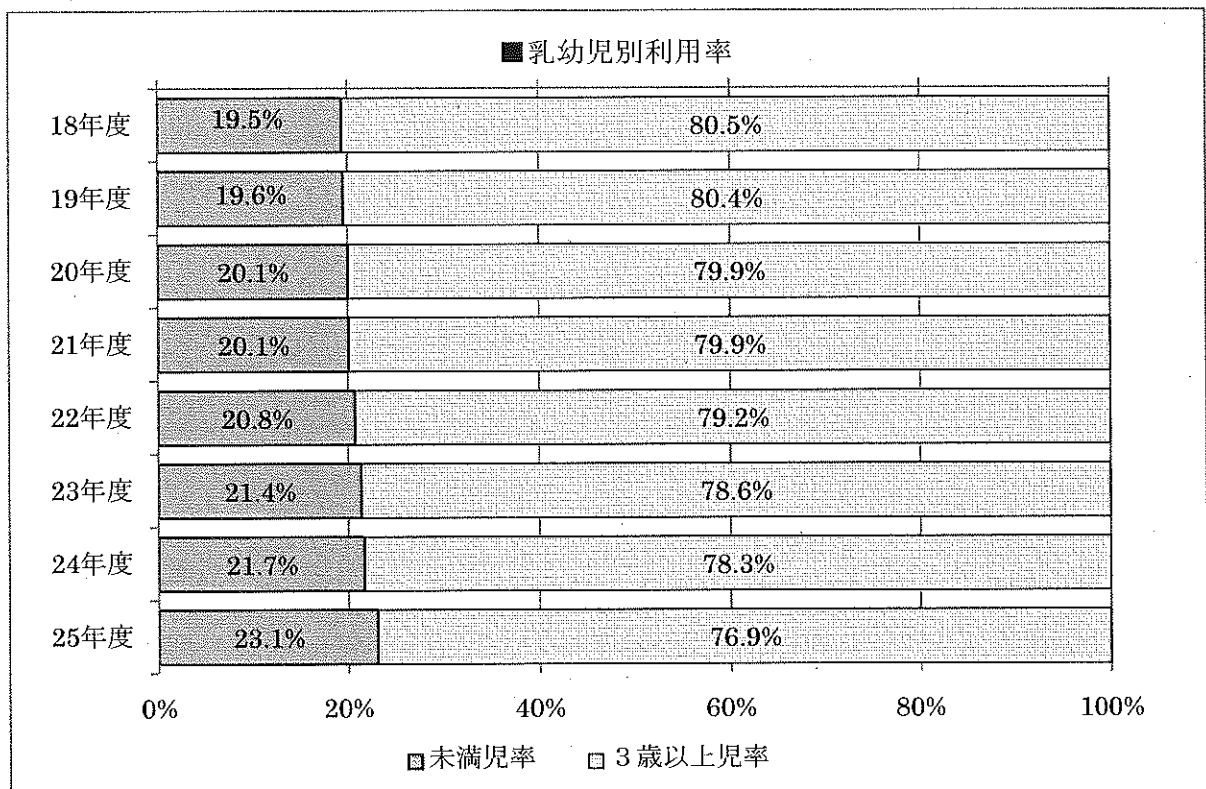
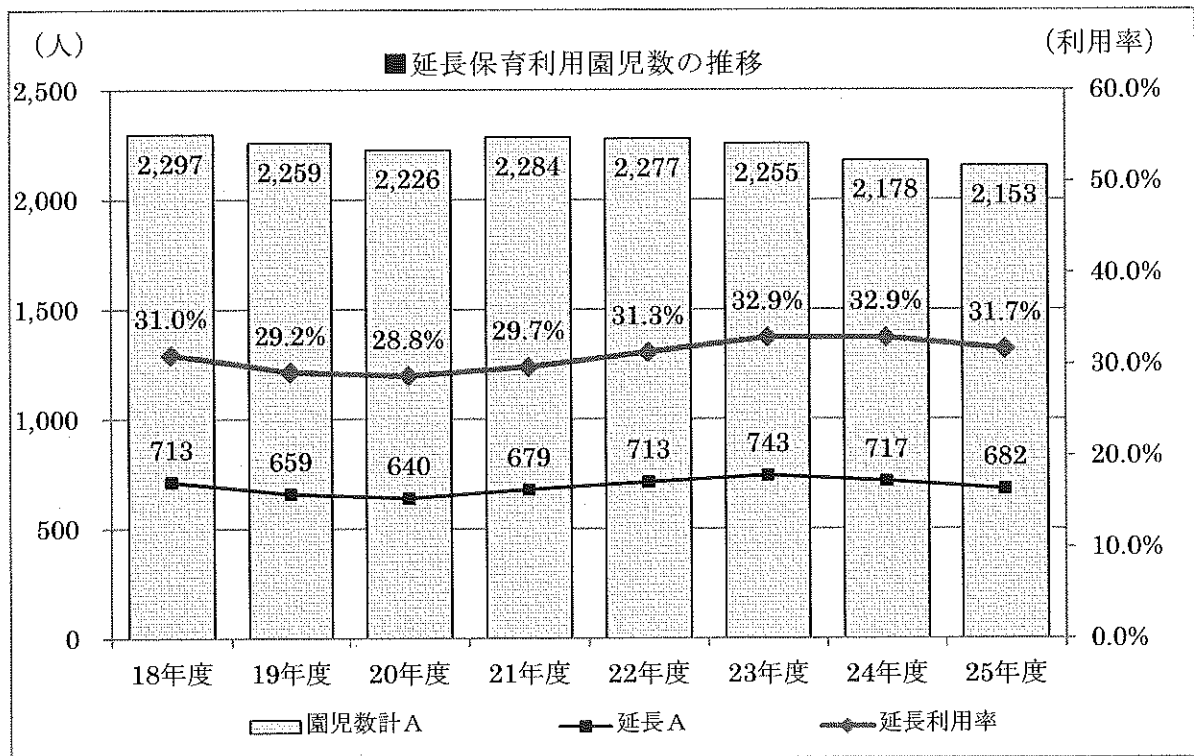
イ 保育園入園状況（伊那市内保育園）

保育園の園児数は全体では減少傾向にあります。その中で、3歳未満児は増加傾向にあります。

延長保育利用者は、全園児の30%前後で推移しています。

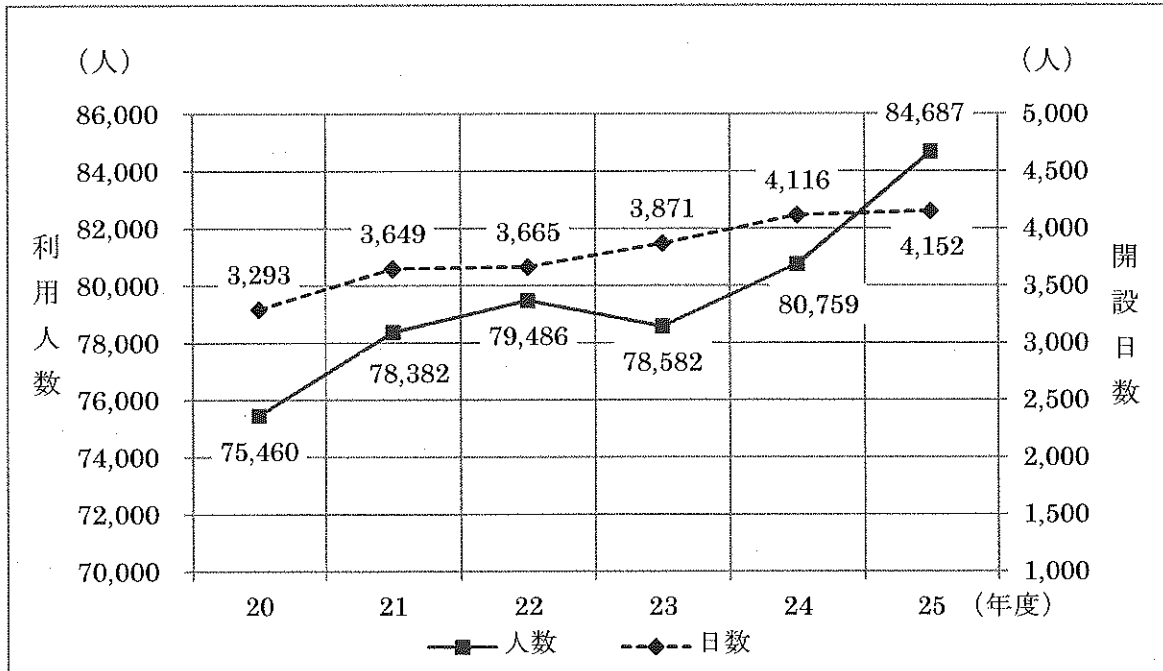
園児数は3月1日現在





カ 学童クラブ利用状況

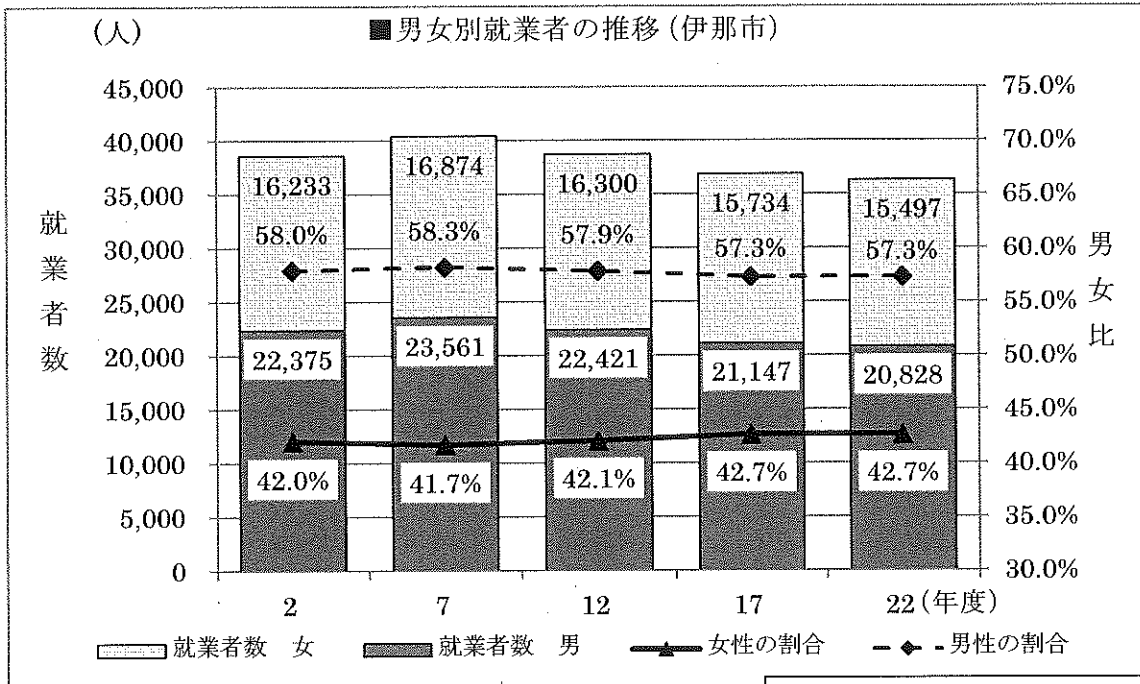
伊那市の学童クラブの状況は、開設日数、利用人数ともに増加しています。



(3) 働く女性の状況

ア 女性の就業者数

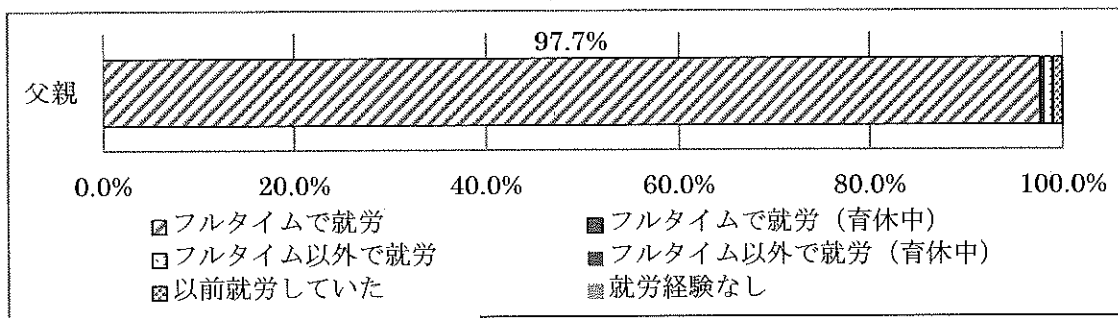
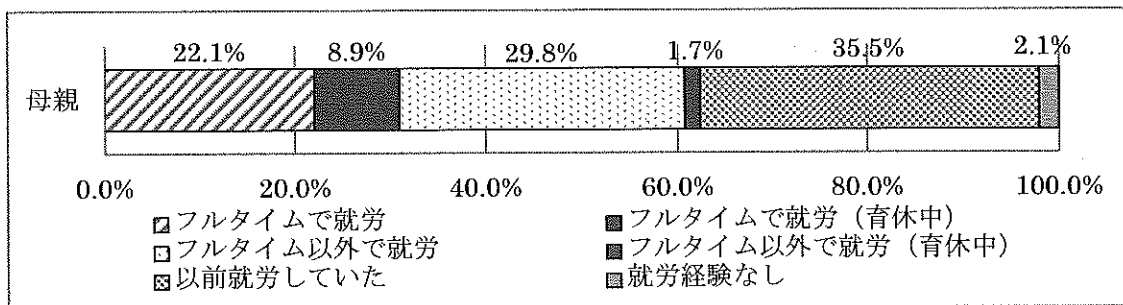
女性の就業者数は、平成 22 (2010) 年には 15,497 人を数え、就業者全体の 42.7%を占めています。



イ 母親 (就学前子ども) の就労状況

母親の就労状況について、「保護者アンケート報告書」の結果は、産休・育休中等の休業中を含めフルタイムは 31.0%であり、フルタイム以外 (休業中を含む) は 31.5%となっています。なお、現在未就労は 37.6%です。

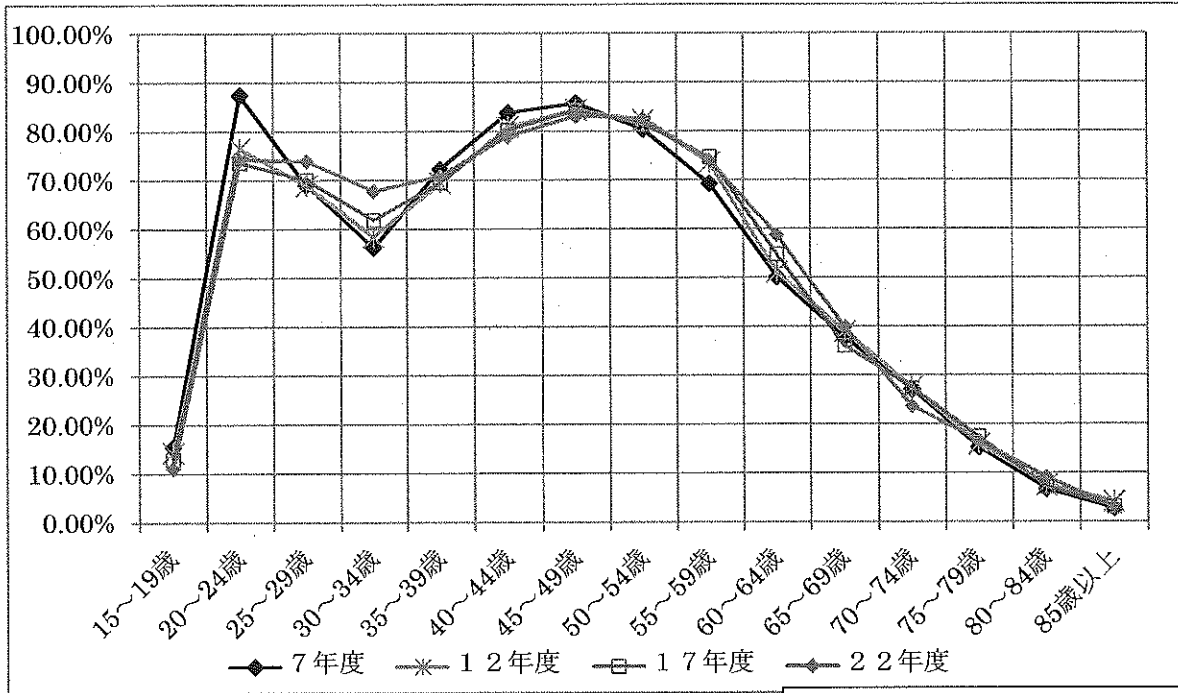
就業状況



資料：伊那市「平成 25 年度保護者アンケート報告

ウ 女性の年齢別労働力率の推移

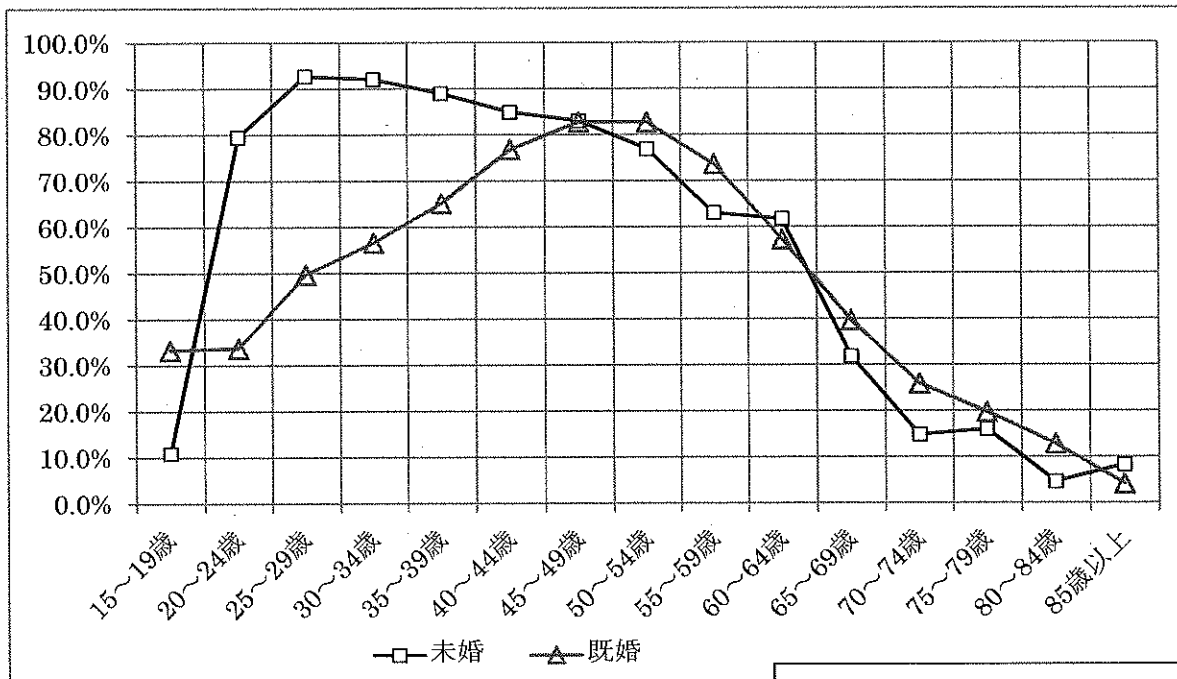
伊那市の女性の労働力率は、平成22年は各年に比べ上昇が見られるものの、30歳代の出産・育児期に落ち込み、再び増加するMカーブを描いています。これは、結婚、出産、育児等の理由により、一旦離職した女性が、子育て等が一段落すると再び職に就くという傾向があるとされており、全国の動向と類似した傾向を示しています。M字の底は、各年とも30～34歳となっています。



資料：総務省「国勢調査報告」

エ 女性の未婚・既婚別労働力率 (平成22年)

未婚・既婚別労働力率は、20歳～39歳で差が開いています。



資料：総務省「国勢調査報告」

※ 労働力率:「15歳以上人口」に占める「労働力人口」の割合=「労働力人口」÷「15歳以上人口」×100

第3章 計画の基本的方向

1 目標

「子どもの笑顔があふれ、安心して子育てのできるまち いなし」

- 少子化の到来を受け、子育て支援を充実させ、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、安心して暮らせるまちをつくります。

2 目標達成に向けた基本方針

- 次の3つの基本方針のもとに本市における子ども・子育て支援を推進することとします。

<基本方針1> 「子どもが健やかに育つ子育て支援」

安心して子どもを産み、子育てが楽しいと感じられるように、社会全体で子育てを支えあい、子どもがすくすくと健やかに育つことができる環境を整備します。

<基本方針2> 「乳幼児保育と幼児教育の充実」

保育事業と幼児教育を充実させることにより、子どもの育ちや保護者の子育てを支援します。

<基本方針3> 「青少年の健全育成」

青少年の健全育成に向けて、地域で青少年を育てる環境づくりを進め、併せて学校・行政・地域が一体となった家庭教育の充実に取り組みます。

3 基本方針別の現状と課題

<基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援

- 出生率が低下するなかで、すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産までの健康管理や、両親ともに育児について学ぶ機会を確保するとともに、特に、若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦への支援を充実・強化する必要があります。
- 核家族化や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、多くの母親が様々な不安や悩みを抱えています。また、幼児などへの虐待や育児を放棄する親が年々増加傾向にあり、乳幼児期から親の悩みを解消できるような子育て支援体制を構築する必要があります。
- 育児不安による子育て家庭を地域で支援をしていくため、施策の充実を図るとともに、地域で子育てを行う拠点や子育てをサポートする人材の確保が必要です。
- 子育て家庭への経済的な負担の軽減が求められています。

- 経済不安、長時間労働や働き方の多様化などにより、家庭生活と職業生活のバランスが崩れ、母親にのみ家事や育児負担がかかるなど、家庭生活に支障が生じています。また、女性が仕事と育児を両立して働き続けることが難しい環境であるため、出産や子育てをためらう傾向が見られ、少子化の一つの要因になっています。
- 離婚などによるひとり親家庭への支援や、様々な理由で保護者が子どもを養育できない家庭への支援が必要です。
- 支援の必要な児童の早期発見や個別支援計画に基づいた療育の充実を図り、乳幼児期から学童期、中高生までの一貫した支援を行うための体制づくりが重要です。

＜基本方針2＞ 乳幼児保育と幼児教育の充実

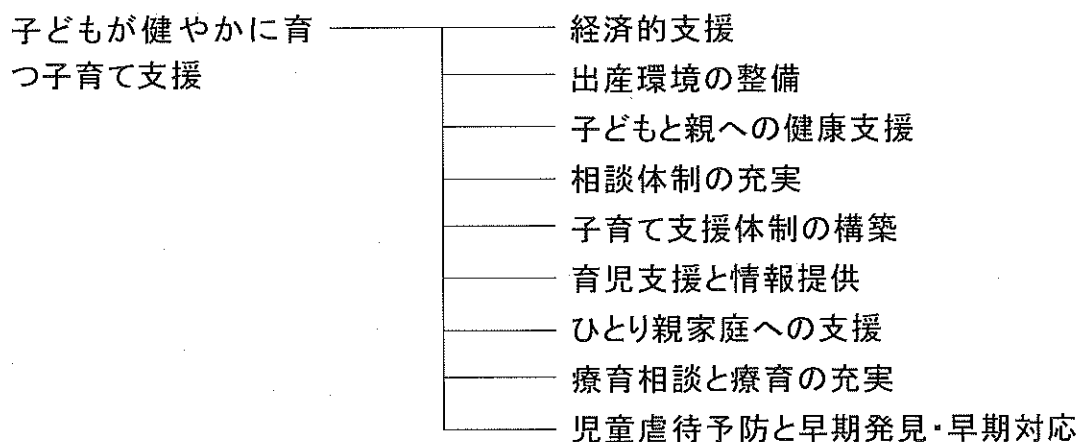
- 母親の就労率の上昇や就労形態の多様化により、0歳児からの保育園入園希望が増加しており、さらなる保育サービスの充実が求められています。
- 友達とのかかわりの中で、思いやりの心や豊かな感性をもつ「生きる力のある子ども」を育てるため、保育と教育の質の向上が求められています。
- 社会環境や大人の生活様式の変化が子どもの生活サイクルにも悪影響を及ぼし、基本的な生活習慣の乱れにより、我慢ができない、集中ができない、動くことが苦手などの子どもが増えていることから、子どもの健やかな育ちの基礎を培うため、保育と教育内容の研究や充実が求められています。
- 地域に根ざした特色ある保育園・幼稚園運営が求められています。
- 育児・子育てから逃避傾向にある保護者の増加が見られるため、中学生・高校生のうちから子育てを体験し、子育ての大切さ、楽しさを感じる機会が必要になっています。
- 保育園児・幼稚園児の保護者負担の軽減が求められています。

＜基本方針3＞ 青少年健全育成と家庭教育の充実

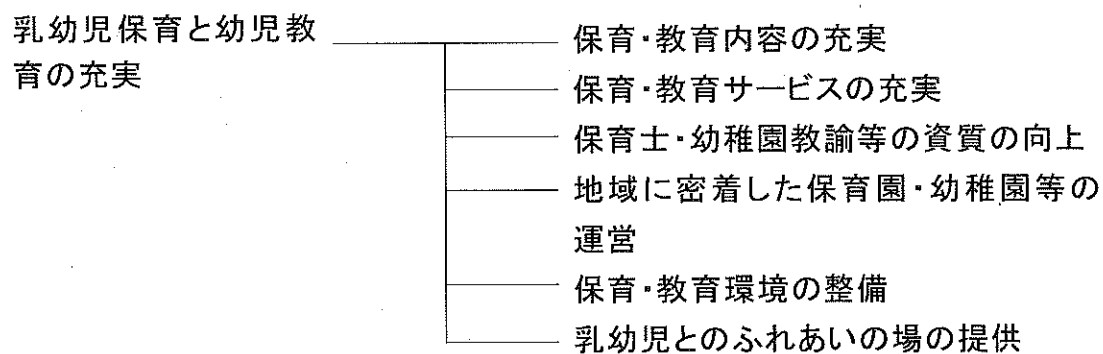
- 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加により、学童クラブのニーズが高まっています。より安心安全な、遊びと生活の場を提供できるよう施設の整備、支援員の質の向上が必要になっています。
- 家庭教育を充実させるためには、家庭・地域・学校それぞれが、目標を共有しながら、相互に協力・協働し、子どもの発達にとって必要な取り組みを工夫し、実践する必要があります。
- 少年補導委員会の運営や子どもの安全安心を守る活動の啓発・普及を推進することが必要です。

4 基本方針別の施策の体系

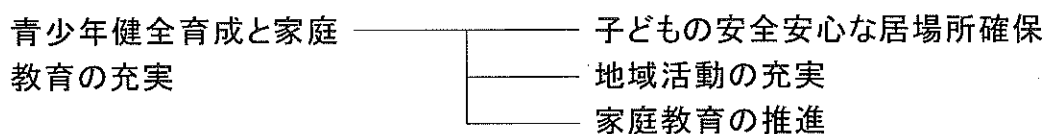
<基本方針1>



<基本方針2>



<基本方針3>



5 基本方針別の施策の展開

<基本方針1> 子どもが健やかに育つ子育て支援

○保護者負担の軽減

児童手当や子どもの医療費補助などの経済的支援を実施することにより、子育てに対する負担軽減を図ります。

○妊婦健康診査

健康で安全な妊娠・出産ができるよう妊婦健康診査を行います。

○妊産婦支援の充実強化

- ・ 若年妊婦や家庭環境に不安のある妊婦に対して、妊娠届の提出時から関係機関と連携し、継続した支援をします。
- ・ 産後に心身を休めたり、育児支援を受けられる場を利用できるよう支援します。

○子育て講座等の開催

夫婦が協力して子育てするための意識を高めるとともに、母乳哺育を推進し、安心して出産・育児ができるように妊婦とその配偶者を対象にハッピーバース講座を開催します。

また、子育て・孫育て講座を開催し、妊婦や、祖父母の支援を行います。

○乳児家庭全戸訪問事業

子どもの健全な発育発達を促し、保護者が安心して子育てできるよう、産後できるだけ早い時期に全出生児の家庭を保健師が訪問します。育児相談および産婦や家族の健康相談を行い、必要に応じて母乳相談など他のサービス利用につなげます。

○乳幼児健康診査及び相談事業

- ・ 乳幼児の健全な発育・発達のために適切な育児・栄養等の保健指導を行うとともに、疾病の早期発見と予防を目指します。また、育児不安を解消し、安心して子育てできるよう支援します。

・ 母乳相談

母乳の分泌不足や乳房のトラブルなどの相談を助産師や保健師が受け、母が安心して母乳哺育ができるよう支援します。

・ 育児相談・離乳食相談・離乳食実習

発育・発達・子育て・離乳食等の不安を解消し、安心して子育てできるよう支援します。

また、必要に応じ離乳食の調理実習・試食を行い、保護者と児への支援

をします。

・伊那市ママヘルプサービス事業

核家族で産後の回復期に支援してくれる人がいない家庭や多胎で出産して家事や育児が困難な家庭で、出産後に家事や育児のお手伝いを必要とする場合に、ヘルパーを派遣し生活を支援します。

・遊びの教室

集団遊びを通して、年齢に応じた発育や発達を促すとともに、成長の様子を見守る支援をします。

また、保護者が、子どもの育つ力を理解し、安定した親子関係を築けるよう専門職との相談を行います。

・子どもの虐待予防自助グループ

子育てに悩んだり、自信が持てないと感じている幼児の保護者が、自分の気持ちを出して話し合い、自分に合った子育ての方法を見つけることにより、子育てへの自信を持つことができるよう支援します。

・すくすく Baby

育児不安を解消し、安心して子育てできるよう、乳幼児期からの仲間づくりを目的に、1歳頃までの乳児とその保護者に、身近なあそびの場を地域の公民館や支援センターで提供します。

・アトピッ子教室

アレルギーをもつ子どもの保護者に対し、疾患に関する情報提供、育児相談、代替食品を使用したメニューの調理実習、親同士の仲間づくりを通じ、親が子どものアレルギーを正しく理解し、アレルギー症状への不安を軽減できるよう支援します。

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

- ・ 子育て支援センターなどにおいては、子育て全般に係る相談体制を充実させます。また、保育園では、学校と連携した基本的な生活習慣の習得や食育の推進など、子どもと保護者の健康づくりを支援します。
- ・ 乳幼児期から多くの体験や人とのふれあいを通して自信をつけ、生きていく力を育むことのできる子育てを推進します。
- ・ 孤立した家庭に対して、子育てサービスの利用を促し、育児負担の軽減を図るとともに、地域の子育て情報の提供に努めます。

○養育支援訪問事業

- ・ 養育・療育・家庭などの問題に対応するため、ライフステージに応じた相談支援体制を構築します。
- ・ 支援が必要な児童の早期発見や早期療育のため、保健・福祉・教育・医療・

地域の各関係機関の連携を強化し、療育相談や支援計画に基づく療育の充実を図ります。

- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携しながら、子どもの安全を守り、虐待防止の施策を推進します。

○児童発達支援事業

心身の発達に援助が必要な子どもに、小鳩園において発達特性に合った保育や療育を行います。

○ファミリー・サポート・センター事業

子どもを預かってほしい「依頼会員」と、子どもを預かることができる「協力会員」が会員として登録し、地域の中で子育てを助け合い、地域で安心して子育てができる環境づくりを進めます。

○子育てサポーター事業

子育ての不安や悩みを受けとめ、気軽に相談にのったり、地域の身近な話し相手となるボランティアを育成し、市主催の行事等の託児や、子育て支援センターの講座等へ派遣し、親子とも健全な生活を送ることができるよう支援します。

○子育て短期支援事業

家庭で子どもの養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設で一定期間子どもを預かります。

○ひとり親家庭への支援

児童扶養手当の支給や高校生通学費補助、資格取得の促進により、ひとり親家庭への自立と就労に向けた支援を行います。

○高校生乳幼児健診体験学習

核家族化や出生率の低下により、青少年が乳幼児に接する機会が極めて少なくなっている中、思春期の青少年の母性・性の健全育成対策として、中・高校生を対象に乳幼児健診（相談）の場でのふれあい体験学習を行います。

○その他

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・浸透や育児休業取得の推進に向けて、事業者への啓発活動を行います。

<基本方針2> 乳幼児保育と幼児教育の充実

○保護者負担の軽減

保育園児の保護者負担軽減のため、保育料を国の保育料徴収基準より安く抑えるとともに、幼稚園児の保護者に対しては、幼稚園就園奨励費補助などを行

います。

○一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業

就労する保護者が安心して働くことのできる環境を確保するため、延長保育事業、一時的保育事業、休日保育事業、病後児保育事業、民間と連携した病児保育事業など、保護者のニーズを的確に捉えながら、子どもにやさしい保育サービスの充実を図ります。

○保育・教育の質の向上

- ・ 乳児保育については、全人的な円満な発達と情緒の安定の基盤となる信頼関係の育成を期するために、コミュニケーションの芽生えともいえる発語や周囲の物や人に興味を示すことなどができるよう努めます。
- ・ よりよく生きるための基礎となる基本的な生活習慣の習得を図り、戸外活動や集団遊びを通じた体づくり、絵本の読み聞かせや食育、木育など乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられるよう、保育内容の充実に努めます。
- ・ 世代間交流事業、異年齢児交流事業などにより、地域に根ざした特色ある保育園運営や地域での子育てを推進します。
- ・ 子どもを取り巻く社会や環境の変化、また、就学前の生活と小学校での生活の違いによる「小1プロブレム」の問題を解消するために、保育園・幼稚園・小学校との連携を進めます。
- ・ 保育園での生活において支援を必要とする子どもに対し、保育士を配置し円滑な園生活を送ることができるよう支援します。

○保育士・幼稚園教諭等の資質の向上

「生きる力のある子ども」を育てるため、保育士や幼稚園教諭等を対象とした研修会や研究会などを開催し、資質向上に努めます。

○保育園での体験学習

乳幼児と中学生・高校生との交流や、ボランティアの受け入れを通して、将来保護者となる生徒が体験的に子育ての大切さ、楽しさを学ぶ場を提供します。

○おいし^{いな}伊那食育応援団

市民から募集した食育ボランティア団体として、保育園や小学校など身近な場所に出向き、食育の出前講座を実施したり食に関するイベントに参加したりして、食育の大切さについて情報発信を行います。

<基本方針3> 青少年健全育成と家庭教育の充実

○学童クラブ

- ・ 支援員・補助員の充実を図り、児童への保育の質の向上を進め、学童クラブを利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

- ・ 利用児童が、安心して安全に過ごせる場を提供できるよう施設整備を行います。
- ・ 保育園、小学校、地域と連携した運営を進めます。

○家庭教育

- ・ 関係機関と連携して、保護者総会、PTA総会等の折に、子どもの成長や親のあり方についての理解を深め、子どもを温かく見守れる親育てを推進します。
- ・ 保育士や教師が、子どもたちの今ある望ましい姿や、次に期待できる姿等を具体的に示し、親が信頼と希望をもって子どもの指導にあたるように、家庭教育構築のための体制づくりを進めます。

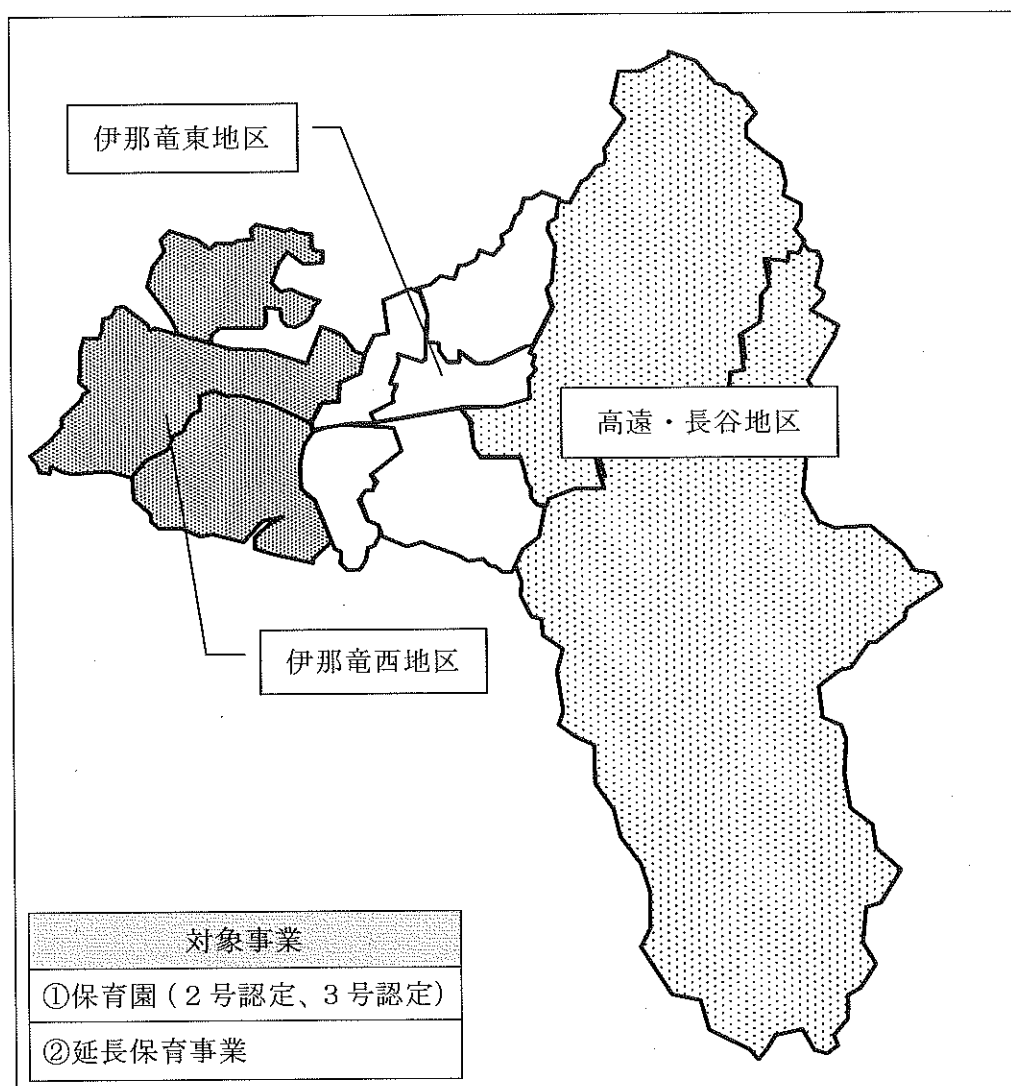
○地域との連携

- ・ 学校区ごとの「よりよい教育環境推進協議会」や「子ども見守り隊」などの地域で子どもを守り育てる活動を推進します。
- ・ 家庭、地域、学校が連携し実施する地域活動の充実を推進します。
- ・ 「信州あいさつ運動」を推進します。

6 教育・保育提供区域の設定

- 区域の設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況等を総合的に勘案して対象事業ごとに、1区域、3区域を設定します。

< 3区域（伊那竜西地区 伊那竜東地区 高遠・長谷地区）分けの対象事業 >



< 1区域（市内全域）分けの対象事業 >

対象事業	
①	幼稚園（1号認定）
②	妊婦健康診査事業
③	乳児家庭全戸訪問事業
④	地域子育て支援拠点事業
⑤	養育支援事業
⑥	ファミリーサポートセンター事業
⑦	子育て短期支援事業
⑧	一時預かり事業
⑨	病時・病後児保育事業
⑩	学童クラブ
⑪	利用者支援事業

7 「量の見込み」と「確保方策」

(1) 教育・保育

1号認定

3～5歳児
幼稚園又は認定こども園の利用

【量の見込みと確保方策】（市全域）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	186	465	184	182	180	179	177
②確保方法			184	182	180	179	177
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用実人数

※ 現状は、平成26年5月1日現在の在籍者数

※ 提供可能数量は、幼稚園定員の合計

【確保の内容】

私立幼稚園で実施

2号認定

3～5歳児
保育園又は認定こども園の利用

【量の見込みと確保方策】（3地区）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,655	1,655	1,482	1,458	1,478	1,470	1,420
②確保方法			1,482	1,458	1,478	1,470	1,420
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用実人数

※ 現状は、平成26年3月1日現在の在籍者数

※ 提供可能数量は、平成26年3月1日現在の在籍者数

【確保の内容】

公・私立保育園で実施

【量の見込みと確保方策】（3地区）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	498	535	570	586	598	579	560
②確保方法			570	586	598	579	560
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用実人数

※ 現状は、平成26年3月1日現在の在籍者数

※ 提供可能数量は、平成27年3月1日現在の在籍者見込数

【確保の内容】

平成27年度 ～ 平成31年度	<p>公・私立保育園で実施 保育園入園児数は、平成29年度の2,076人がピークとなる見込である。</p> <p>定員は2,379人であり、300人ほどの余裕がある。</p> <p>未満児に限れば供給可能量を超えることが予想されるが、余裕のある定員と、3歳以上児の減少に伴う空き教室の発生等により、必要量の確保は可能となる。</p> <p>なお、家庭的保育事業等に対するニーズには柔軟に対応するものとする。</p>
-----------------------	---

(2) 妊婦健康診査事業

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：回

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	11,366 (553人)	12,600 (630人)	11,400	11,000	10,600	10,200	10,000
②確保方法			11,400	11,000	10,600	10,200	10,000
②-①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用回数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、26年度の審査上限回数

【確保の内容】

医療機関において実施
 県内医療機関で妊婦検診を受診する際に、23枚の受診券を交付。
 (県外医療機関での受診においても補助制度あり)

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：回

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	595	595	562	541	520	508	490
②確保方法			562	541	520	508	490
②-①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の訪問回数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、25年度の実績

【確保の内容】

実施機関 伊那市

(4) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	23,719	42,490	22,814	22,375	21,944	21,522	21,108
②確保方法			4ヶ所 22,814	4ヶ所 22,375	4ヶ所 21,944	4ヶ所 21,522	4ヶ所 21,108
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用人数

※ 現状は、平成25年度実績

※ 提供可能数量は、年間の利用可人数

【確保の内容】

4ヶ所の子育て支援センターで実施

(5) 養育支援訪問事業

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	52	59	56	54	52	50	49
②確保方法			56	54	52	50	49
②-①			0	0	0	0	0

※ 回：年間の利用回数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、26年度の審査上限回数

【確保の内容】

実施機関 伊那市

(6) ファミリーサポートセンター事業

【量の見込みと確保方策】（市全域）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	781	1,008	624	624	624	624	624
②確保方法			624	624	624	624	624
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用人数

※ 現状は、平成25年度実績

※ 提供可能数量は、年間の利用可人数

【確保の内容】

提供会員数（両方会員含む） 84人（平成26年4月現在）

(7) 子育て短期支援事業

【量の見込みと確保方策】（市全域）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	25	48	25	25	25	25	25
②確保方法			25	25	25	25	25
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用人数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、26年度の受け入れ可能量

【確保の内容】

市内児童養護施設で実施

(8) 延長保育事業

【量の見込みと確保方策】 (3地区)

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	682	2,153	657	654	664	656	634
②確保方法			657	654	664	656	634
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用実人数

※ 現状は、平成26年3月1日現在の利用者数

※ 提供可能数量は、26年3月31日の延長保育実施園の在園者数

【確保の内容】

公・私立保育園で実施

(9) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	6,279	16,800	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
②確保方法			8,500	8,500	8,500	8,500	8,500
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用人数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、26年度の受け入れ可能量

【確保の内容】

私立幼稚園で実施

② 保育園での一時保育

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	191	1,650	298	298	298	298	298
②確保方法			298	298	298	298	298
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用人数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、26年度の受け入れ可能量

【確保の内容】

公・私立保育園で実施 6園

(10) 病児・病後児保育事業

【量の見込みと確保方策】（市全域）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	5	550	376	370	364	356	352
②確保方法			376	370	364	356	352
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用人数

※ 現状は、平成25年度の実績

※ 提供可能数量は、受け入れ可能量

【確保の内容】

病後児保育	市内1施設で実施
病児保育	平成28年度より市内1施設で実施

(11) 学童クラブ

【量の見込みと確保方策】（市全域）

単位：人

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	380	720	400	420	430	430	430
②確保方法			400	420	430	430	430
②-①			0	0	0	0	0

※ 人：年間の利用実人数

※ 現状は、平成26年4月1日現在の利用者数

※ 提供可能数量は、26年4月1日現在の定員

【確保の内容】

学童クラブで実施（18施設）

(12) 利用者支援事業

【量の見込みと確保方策】 (市全域)

単位：か所

	現状	提供 可能量	実施時期				
			平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み			1	1	1	1	1
②確保方法			1	1	1	1	1
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

実施箇所	市役所窓口において、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行う。
------	--

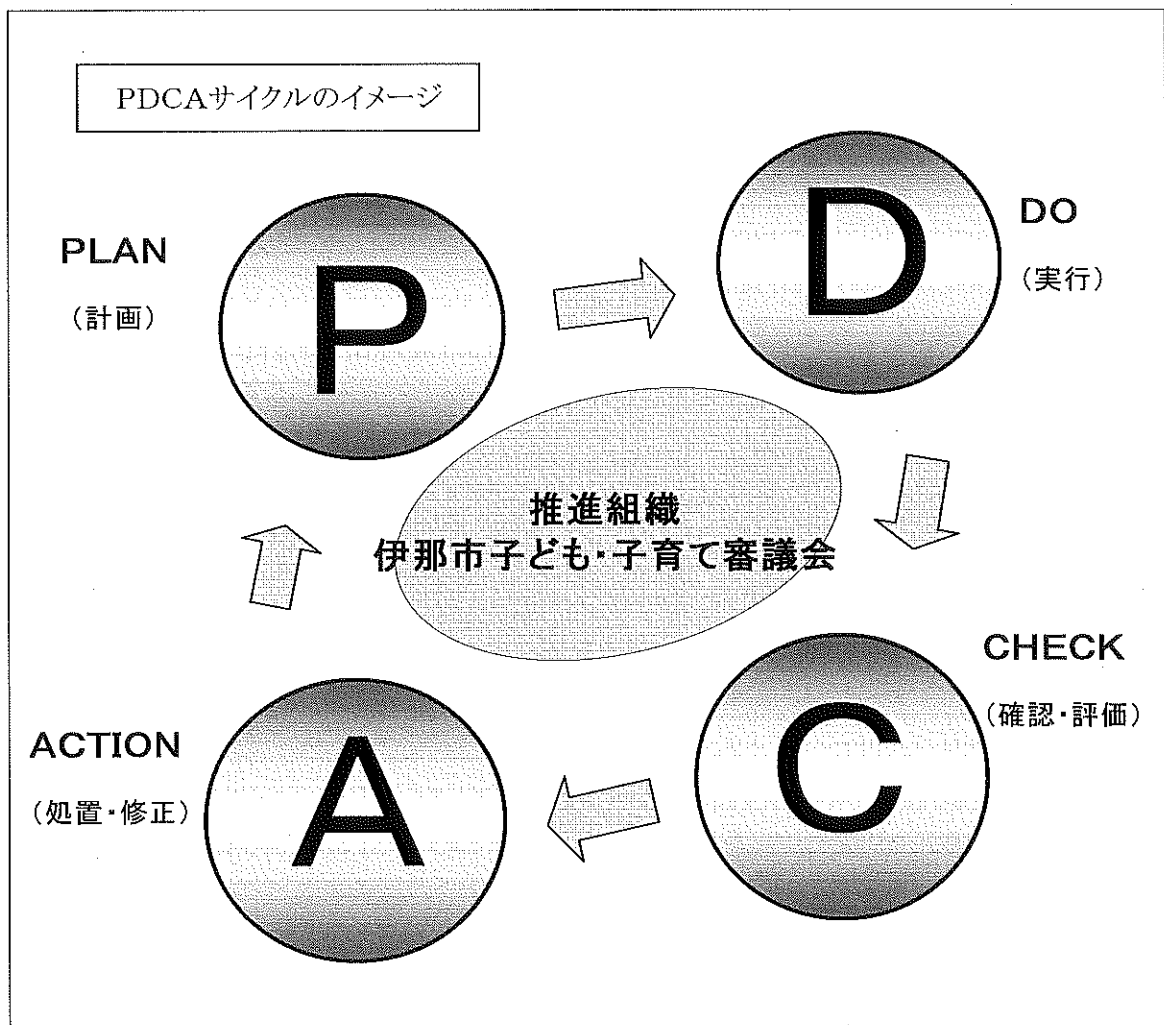
第4章 計画の推進

1 点検、評価(PDCA)

- 本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行い、その結果を公表します。
- 計画に定めた量の見込みが実際の認定状況と大きく乖離し、必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

2 推進体制

- 進行管理にあたっては、伊那市子ども・子育て会議において意見を聞きます。



PDCA サイクル : Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認・評価)、Action(処置・修正)のプロセスを繰り返すことで、継続的に業務改善を行う手法。